

第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画(案)の概要

『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』
(鳥獣保護管理法)に基づき、

- ・環境大臣は、基本指針を作成
- ・都道府県知事は、基本指針に即して、鳥獣保護管理事業計画を作成

前計画策定時の基本指針(H28.10告示版)からの主な変更点等

- 鳥獣の管理の強化
 - ・第二種特定計画の目的達成のため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、適切な評価、見直しを行い、順応的な計画の推進を図ること。
- 鳥獣の保護の推進
 - ・保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。種^の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めること。
 - ・錯誤捕獲の防止のため、錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じて捕獲者への指導、錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進。
- 人材育成
 - ・狩猟免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めること。
- 感染症への対応
 - ・野生鳥獣に関する感染症対策について、情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等の実施。
 - ・公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等との連携・情報共有。
 - ・豚熱(OSF)及びアフリカ豚熱(ASF)に関して、野生イノシシにおける感染状況確認調査及び捕獲の強化を推進。
 - ・捕獲物の処理について、感染症の拡大が懸念される場合は防疫措置をとること
- その他
 - ・捕獲物の処理について、外来鳥獣については放獣しないことを指導。
 - ・市街地に出没する鳥獣への対応のために必要な連絡体制を構築。

(参考) 基本指針

- ・H28.10告示の指針 <https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/pdf/plan1-1b-H28.pdf> (前計画策定時)
- ・H29.9告示の指針 <https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/pdf/plan1-1b-H29.pdf> (オオタカの捕獲許可等)
- ・R3.10告示の現行の指針 <https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/pdf/plan1-1b-R03.pdf>

第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の概要

※赤字は12次計画からの主な変更点

基本理念

人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の維持

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日(5ヶ年間)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(項目の追加)

- ・保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可等の考え方について

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種等の捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、オオタカについては国内希少野生動植物種から解除され、府知事の許可権限に属することとなったことから、基本指針と同様に規定。

第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

- ・顕著な農業被害等により人とのあつれきが深刻化している鳥獣を管理し、長期的にわたり安定的な共存を図るため、大阪府シカ管理計画(第5期計画)及びイノシシ管理計画(第4期計画)を策定
- 計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日(5ヶ年間)

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

第九 その他

- ・豚熱及びアフリカ豚熱に関して規定)